

山梨県公安委員会告示第124号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の5の項の上欄の規定による山梨県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成19年6月1日から適用する。

平成18年11月30日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

路 線	区 間
1 国道20号	山梨県の全域
2 国道52号	山梨県の全域
3 国道137号	山梨県の全域
4 国道138号	山梨県の全域
5 国道139号	山梨県の全域
6 国道140号	山梨県の全域
7 国道141号	山梨県の全域
8 国道358号	山梨県の全域